令和4年1月31日 招集

### 1月定例総会議事録

新潟市西蒲区農業委員会

### 新潟市西蒲区農業委員会

#### 令和4年1月定例総会議事録

- 1 開催日時 令和4年1月31日(月)午後2時00分から
- 2 開催場所 西蒲区役所 B棟3階 302会議室
- 3 出席農業委員 (11人)

1番 武田 要一郎 2番 小林 喜一郎 3番 間宮 一

4番 草野 伸一 8番 土田 正志 10番 堀内 多計司

14番 増井 勝 16番 田邉 重夫 17番 槇田 士農夫

18番 吉田 浩 19番 田中 一男

4 欠席農業委員(8人)

5番 長谷川 浩成、 6番 広川 浩、 7番 清水 和子、 9番 棚邉 友衛、 11番 大島 伸吾、 12番 阿部マサ子、13番 笠原 和仁、 15番 小野 塚彦榮、

5 出席農地利用最適化推進委員 (0人)

出席なし

6 農業委員会事務局出席職員

事務局長 上原 文昭 事務局次長 佐々木 徹 農地係長 宮川 一也 農政振興係長 佐藤 政道

- 7 議事日程
- (1) 開会
- (2) 議事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事(農地部会所掌)

議案第1号 農地転用事業計画変更承認申請に関する処分決定について

議案第2号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

追加 議案第4号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告事項 農地の転用事実に関する照会書について

追加 報告事項 巻地区審査委員会の検討結果について

日程第3 議事(農政振興部会所掌)

議案第3号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

報告事項 新潟市農用地利用配分計画(案)について

- (3) その他
- (4) 閉 会

### 8 会議の概要

開会時間:午後2時00分

事務局長	定刻になりましたので、これより1月定例総会を開会します。 開会にあたり間宮会長よりごあいさつをお願いします。				
会 長	<間宮会長あいさつ>				
事務局長	ありがとうございました。なお、本日、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、 農業委員の出席を役員及び地区代表委員と1月調査委員会委員長とさせていただい たため、5番、長谷川委員、6番、広川委員、7番、清水和子委員、9番、棚邉友 衛委員、11番、大島委員、12番、阿部委員、13番、笠原委員、15番、小野 塚委員、以上8名が欠席となっておりますが、会議は成立しています。 それでは会議規則第5条の規定により、間宮会長より議長をお願いします。				
議長(会長)	それでは、議事日程に従って議事を進めます。 はじめに、日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りします。 議事録署名委員については、議長である私に一任いただけますでしょうか。				
	(異議なし)				
議長(会長)	皆さんから異議がありませんので、14番、増井勝委員、16番、田邉重夫委員を指名します。 引き続いて、日程第2の議事に入ります。最初は、農地部会の所掌に関する議事でありますので、議長を増井農地部会長と交代します。				
	<間宮会長は自席へ、増井農地部会長が議長席へ>				
議長(農地部会長)	農地部会の所掌に関する議案などについて、議事を進めます。 議案第1号、農地転用事業計画変更承認申請に関する処分決定について、議案 2号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、議案第4号、農地法第 条許可申請に関する意見決定について、以上3件を一括して、事務局より説明を 願いします。				
事務局(農地係長)	議案第1号、農地転用事業計画変更承認申請に関する処分決定について、説明します。 1号案件は、議案第2号の2号案件と関連しますので、一緒に説明します。巻地 区において、当初計画者は、申請地を住宅建築敷地とする計画で、昭和60年に転 用許可を受けておりましたが、諸般の事情により計画の実施には至りませんでした。 この度、事業承継者で、現在、家族4人で申請地近くの共同住宅にお住いの転用事 業者が、子供の成長とともに現在の住居が手狭となったことから、申請地を買い受 け、住宅を建築し、移り住む計画を立てたものです。				

2号、3号及び4号案件は、議案第2号の3号案件と関連しますので、一緒に説明します。巻地区において、それぞれの当初計画者は、いずれも、申請地を住宅建築敷地とする計画で、2号案件及び3号案件は、平成2年に転用許可を受け、4号案件については、昭和56年に転用許可を受けておりましたが、いずれも、諸般の事情により計画の実施には至りませんでした。この度、事業承継者で、現在、中央区にお住いの転用事業者が、立地条件に優れ、将来的に安定した収入が得られる不動産オーナーとして申請地を買い受け、共同住宅を建築する計画を立てたものです。

以上の案件については、立地基準、一般基準からなる転用許可基準に照らし合わせ、許可要件を満たしていることを確認しております。いずれも、調査委員会に付託されている案件です。

続きまして、議案第2号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、説明します。

1号案件は、西川地区において、現在、家族4人でお住いの転用事業者が、子供の成長に伴い従来の駐車場敷地へ住宅の増築を行うため、近隣にある申請地を買い受け、移転が必要となる駐車場敷地の造成を行う計画です。

以上の案件については、立地基準、一般基準からなる転用許可基準に照らし合わせ、許可要件を満たしていることを確認しております。調査委員会に付託されている案件です。

続きまして、議案第4号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、説明します。

- 1号及び2号案件は、岩室地区において、申請者双方が、今後の耕作の利便性を 考え申請地の交換を行うものです。
- 3号及び4号案件は、西川地区において、いずれも、近隣に農地を所有する譲受 人が、申請地を買い受け、規模拡大を図るものです。
- 5号案件は、潟東地区において、隣接農地を所有する譲受人が、申請地を買い受け、規模拡大を図るものです。
- 6号案件は、巻地区において、高齢のため耕作不便となっている申請地を残存小 作地として耕作を行っていた譲受人へ贈与するものです。

以上の申請案件については、地区担当委員が現地確認済みであり、農地法第3条第2項に照らし合わせ該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。 以上で説明を終わります。

### 議長 (農地部会長)

事務局の説明が終わりました。

引き続いて、調査委員会の結果について、調査委員長より報告をお願いします。

8番(土田正志委員)	それでは、去る26日、区役所302会議室で行われました調査委員会における 聴取案件について報告します。出席委員は7名で、調査委員長は、わたくし 土田 正志が務めました。 聴取案件は、農地転用事業計画承認申請案件4件、農地法第5条許可申請案件3 件でありました。 別添の調査委員長報告書をご覧ください。ここに記載のとおり、申請案件につい て、申請人から申請理由等を聴取し、審議を行った結果、許可相当との意見で全委 員一致しました。 また、農地法第3条許可申請に関する意見決定の件についてですが、事前に地区 担当委員より現地調査を行っていただき、調査委員会に付託する案件はありません でしたが、提出いただきました現地調査確認調書に基づき審議を行った結果、許可 相当との意見で全委員一致しました。 以上で報告を終わります。				
議長(農地部会長)	事務局の説明と調査委員長の報告が終わりました。 ただいまの説明、報告にご意見、ご質問はありませんか。				
	(意見・質問なし)				
議長 (農地部会長)	会 皆さんからご意見、ご質問がありませんので、これより採決に移ります。 議案第1号、農地転用事業計画変更承認に関する処分決定について、採決し 提案のとおり承認することに異議はありませんか。				
	(異議なし)				
議長(農地部会長)	皆さんから異議がありませんので、承認と決定します。 続きまして、議案第2号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、採 決します。提案のとおり許可することに異議はありませんか。				
	(異議なし)				
議長(農地部会長)	皆さんから異議がありませんので、許可と決定します。 続きまして、議案第4号、農地法第3条許可申請に関する意見決定についての採 決に移ります。提案のとおり許可相当とすることに異議はありませんか。				
	(異議なし)				
議長(農地部会長)	皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定し、新潟市長へ回答します。 続きまして、報告事項に移ります。 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法第3条の3第 1項の規定による届出書の受理について、農地の転用事実に関する照会書について、 巻地区審査委員会の検討結果について、以上4件を一括して、事務局より報告をお 願いします。				

# 事務局(農地係長)

農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告します。

岩室地区です。1号から23号の23件、109筆、120,545 m<sup>3</sup>が、この度の解約地となっております。

続きまして、西川地区です。24号の1件、2筆、68.91 m<sup>3</sup>が、この度の解約地となっております。

続きまして、潟東地区です。25号から31号の7件、31筆、24,443 ㎡が、この度の解約地となっております。

続きまして、中之口地区です。 32号、 33号の2件、 16筆、10,574 mが、 この度の解約地となっております。

最後に、巻地区です。34号から38号の5件、17筆、25,826 m³が、この度の解約地となっております。

次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。 相続により農地を農地法の許可を得ることなく権利移動したものについて 13 件の届出があり、受理をしましたので報告します。なお、当委員会への利用権設定 等の斡旋の希望はありませんでした。

次に、農地の転用事実に関する照会書について、報告します。

1号、2号及び3号については、新潟地方法務局から地目認定の照会があり、いずれも非農地として回答しましたので報告します。

次に、去る19日、区役所会議室において、巻地区審査委員会が開催され、違反 転用者に対し事情聴取並びに口頭指導を行っていただきました。当日は、2名の違 反転用者からご出席をいただき、事情聴取により、それぞれの法令違反地が解消さ れない事情が判明し、審査委員による口頭指導により、今後、新たに計画を立て、 法令違反を解消するとの確約を導いていただきました。なお、詳細については、こ の後、巻地区審査委員会委員長よりご報告をいただきます。

以上で報告事項の説明を終わります。

# 議長 (農地部会長)

続きまして、巻地区審査委員会の結果について、審査委員長が欠席のため、堀内 委員より審査委員長報告書の代読をお願いします。

# 審査委員長報告書代読(堀内委員)

巻地区審査委員長報告書を代読します。

去る19日、西蒲区役所302会議室で行われました巻地区審査委員会における 事情聴取及び是正指導結果を報告いたします。

出席委員は10名で、審査委員長は、私 青柳 一 が務めました。

以前より、農業委員会が是正指導を行ってきているにもかかわらず、所有農地を 農地以外に使用している2名の違反転用者出席のもと、事情聴取及び口頭指導を行いました。

聴取番号1号については、違反転用者が「法令違反地として放置してきたことに対し深くお詫びをしたい。」と発言され、口頭指導に対しても「今は、コロナ禍の中で事業もうまくいっていないが、地元委員の指導のもと畑として耕作できる状態に原状回復を行い、法令違反を解消したい。」と違反転用の解消に向け前向きな回答を得ることができました。

聴取番号2号については、以前から法令違反地として使用していることを認めた 違反転用者から「法令違反地の面積が大きく資材の量も多いため、一括で法令違反 を解消させることは難しい。事務局と協議のうえ、解消計画に従い、大豆畑として 耕作できる状態に原状回復を行い、段階的に法令違反を解消していきたい。」と違 反転用の解消に前向きな回答を得ました。 今回の口頭指導を終え、いずれの法令違反地においても「原状回復を進め違反転 用の解消を行う。」という回答を得ることができ、今後、それぞれの農地の状況に ついては、地元委員より監視をしていただき、違反転用が解消した際には、巻地区 委員で現地を確認することといたしました。 以上で代読を終わります。 議長(農地部会 事務局及び審査委員長の報告が終わりました。 長) ただいまの報告にご質問はありませんか。 (質問なし) 議長(農地部会 皆さんから質問がありませんので、事務局報告のとおり承認と決定します。 長) 以上で農地部会所掌の議事は終了しました。 議長を吉田農政振興部会長と交代します。 <増井農地部会長は自席へ、吉田農政振興部会長が議長席へ> 議長(農政振興 農政振興部会の所掌に関する議案について、議事を進めます。 部会長) 議案第3号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願 いします。 事務局(農政振 議案第3号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、説明します。 興係長) まず、はじめに一般案件です。 利用権設定の契約期間3年は、巻地区5件、田、6,581 ㎡、畑、2,084 ㎡、計8,665 m<sup>2</sup>です。 契約期間6年は、西川地区1件、田、191㎡、潟東地区2件、田、9,814㎡、中 之口地区2件、田、19,747 m<sup>2</sup>、巻地区1件、田、2,165 m<sup>2</sup>、合計6件で、田の計 31,917 ㎡です。 契約期間10年は、岩室地区2件、田、5,749 m<sup>2</sup>、潟東地区1件、田、8,415 m<sup>2</sup>、 中之口地区2件、田、5,419 ㎡、畑、1,248 ㎡、計、6,667 ㎡、巻地区12件、田、 63,118 m<sup>2</sup>、畑、41,574 m<sup>2</sup>、計、104,693 m<sup>2</sup>、合計17件で、田畑の計125,524 m<sup>2</sup> です。以上、新規の合計は28件、田畑の計166,106㎡です。 次に所有権移転です。 売買は、岩室地区3件、田、2,575 m<sup>2</sup>、潟東地区7件、田、26,746 m<sup>2</sup>、畑、657 m<sup>2</sup>、計27,403 m<sup>2</sup>、巻地区1件、田、20,232 m<sup>2</sup>、合計11件で、田畑の計50,210 m<sup>2</sup>です。 交換は、潟東地区4件、田、6,947 m2です。

以上、売買・交換の所有権移転の合計は、15件で、田畑の計57,157㎡です。 続きまして、利用権設定の更新分です。 利用権設定の契約期間3年は、潟東地区1件、田、9,813㎡、巻地区12件、田、 7,687 ㎡、畑、43,160 ㎡、計50,847 ㎡、合計13件で、田畑の計60,660 ㎡です。 契約期間10年は、岩室地区3件、田、6,278 ㎡、中之口地区、1件、田、2,284 m<sup>2</sup>、巻地区1件、田、3,645 m<sup>2</sup>、合計5件で、田の計12,207 m<sup>2</sup>です。 以上, 更新の合計は18件、田の計72,867㎡です。 なお、利用権の移転の1号、2号は耕作者の変更です。 続きまして、農地中間管理事業関連について説明します。 利用権設定の契約期間3年の区分は、西川地区2件、田、33,430 m2、畑、628 m2、 計、34,058 ㎡、巻地区2件、田、2,838 ㎡、合計4件で、田畑の計36,896 ㎡です。 契約期間10年の区分は、岩室地区35件、田、186,022 m<sup>2</sup>、畑、975 m<sup>2</sup>、計186,997 m<sup>2</sup>、西川地区1件、田、16,297 m<sup>2</sup>、畑、406 m<sup>2</sup>、計、16,703 m<sup>2</sup>、潟東地区3件、 田、19,061 ㎡、中之口地区1件、田、12,082 ㎡、巻地区12件、田、47,689 ㎡、 合計52件で、田畑の計 282,532 m<sup>2</sup>です。以上、新規の合計は、56件、田畑の 計、319,428 ㎡です。 以上、一般案件及び農地中間管理事業関連、いずれも農業経営基盤強化促進法第 18条第3項の要件を満たすと考えられるものです。 議長(農政振興 事務局の説明が終わりました。 部会長) ただ今の説明にご意見、ご質問はありませんか。 (意見・質問なし) 議長(農政振興 皆さんからご意見、ご質問がありませんので、これより採決に移りますが、委員 部会長) に関する案件がありますので先議します。一般案件の13ページ、11号の案件に ついては、関係委員3番委員の退席をお願いします。 <関係委員 3番 間宮一委員 退席> 議長(農政振興 それでは、11号案件について採決します。 部会長) 提案のとおり承認することに異議はありませんか。 (異議なし) 皆さんから異議がありませんので、承認することに決定します。 議長(農政振興 部会長) 関係委員の入場を許します。 <関係委員 3番 間宮一委員 入場> 議長(農政振興 それでは審議を続けます。以上で委員に関する案件は終わりました。 部会長) 続きまして、委員に関する案件以外について採決します。 提案のとおり承認することに異議はありませんか。

	(異議なし)				
議長(農政振興部会長)	皆さんから異議がありませんので、承認することに決定します。 なお、決定された計画は、令和4年2月15日に公告の予定です。 引き続いて、報告事項に移ります。 新潟市農用地利用配分計画(案)について、事務局の報告をお願いします。				
事務局(農政振興係長)	新潟市農用地利用配分計画(案)について、報告します。 利用権設定の契約期間3年の区分は、西川地区2件、田、33,430 ㎡、畑、628 ㎡、計、34,058 ㎡、巻地区2件、田、2,838 ㎡、合計4件で、田畑の計36,896 ㎡です。 契約期間10年の区分は、岩室地区35件、田、186,022 ㎡、畑、975 ㎡、計186,997 ㎡、西川地区1件、田、16,297 ㎡、畑、406 ㎡、計、16,703 ㎡、潟東地区3件、田、19,061 ㎡、中之口地区1件、田,12,082 ㎡、巻地区12件、田、47,689 ㎡、合計52件で、田畑の計282,532 ㎡です。以上、新規の合計は56件、田畑の計319,428 ㎡です。先ほどの議案第3号の農用地利用集積計画により、出し手から機構に貸借したもので、利用配分計画(案)を作成した内容となっています。 説明は、以上です。				
議長(農政振興部会長)	興 事務局の報告が終わりました。 ただ今の報告にご質問はありませんか。				
	(質問なし)				
議長(農政振興部会長)	皆さんから質問がありませんので、事務局提案のとおり承認と決定します。 以上で農政振興部会所掌の議事は終了しました。議長を間宮会長と交代します。				
	<吉田農政振興部会長は自席へ、間宮会長が議長席へ>				
議長(会長)	増井農地部会長、吉田農政振興部会長、ありがとうございました。 引き続き、その他の案件に入ります。事務局よりお願いします。				
事務局(次長)	最初に、1月の会務と2月の業務予定について報告します。 1月の会務報告は本日配布しました資料1のとおりです。 事務局関係ですが、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、2つの会議が中止となり、書面形式に変更となりました。 次に2月の業務予定です。裏面をご覧ください。 8日に開催を予定しておりました、市町村農業委員会役員等研修会につきましては、当初、役員の皆さんにご案内しましたとおり、中央区上所2丁目のユニゾンプラザで開催される予定でしたが、これについても、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、会議形式ではなく、WEBでの開催に変更となりましたので、会場を西蒲区役所2階の応接室で実施することとします。時間について、変更はありません。本日、配布しましたお知らせのとおりです。				

18日は、地域別農業委員会会長・事務局長会議と下越地区農業委員会連絡協議会が開催され、会長及び事務局長が出席する予定です。

21日は、潟東地区審査委員会を開催する予定です。

2月の調査委員会は22日に開催する予定です。今回は第5調査委員会の委員の 皆さんが担当となります。

2月の定例総会は28日に開催する予定です。時間は午後2時00分から、会場については巻地区公民館3階小ホールを予定しておりますが、このような状況ですので、もし、まん延防止等重点措置が継続され、公民館の閉鎖が続いているようであれば、区役所で開催する予定です。

次に、令和4年度の各種申請、届出及び業務計画についてご説明します。本日お配りした資料2をご覧ください。表は農地法関係の申請や届け出についての日程表で、裏面は農業経営基盤強化促進事業による業務計画表となっています。農地法関係の申請の日程につきましては、農業委員会の統合により、新潟市農業委員会としての定例総会開催の2日程前に区部会を開催する都合上、締め切り及び調査委員会の日程が3日程前倒しとなります。基盤強化促進事業関係につては、特に変わりはありません。この総会日程及び業務計画表については、1月19日に開催されました代表者会議において承認されたものです。

次に、まもなく税金の申告時期になりますが、本日、経費算入が見込まれそうなものとして委員積立金などを集計した、負担金等領収証明書を配付させていただきました。内容については例年通りの内容となっていますので、必要に応じてご活用ください。

次に、新潟市農地の受け手拡大支援金事業についてお話します。新潟市農林政策課では、農業の生産性向上と競争力の強化、とりわけ、昨今のコロナ禍の影響により米価が下落しているなか、新たに農地集積に取り組む借り手(耕作者)を支援する事業を進めています。内容については、本日配付しましたお知らせのとおりです。対象となる農地は、農業委員会の令和3年9月から令和4年4月までの総会により、農地中間管理機構を通じて、新たに利用権を設定した新潟市内の農地で、交付要件は、10年以上利用権設定がされることと、記載されている期間において、農地所有者の自作地であった農地です。交付対象者は、対象農地の利用権設定を受ける新潟市内の耕作者で、交付単価は10aにつき10,000円を上限として、対象農地の合計面積に応じて交付されます。中間管理事業における利用権設定の受付の締め切りは3月25日までとなり、申請の手続きは、5月以降、改めて対象者に案内されるということです。既にご存じの方もいらっしゃると思いますが、改めてお知らせするものです。

次に、新潟県農業会議より全国農業新聞前期普及強調月間のお礼とお願いがありましたので、お話させていただきます。県内の12月現在の部数は4,601部ということで都道府県別では第1位を堅持できたということでした。皆さんからご尽力いただいた成果であったとのことです。なお、1、2月は後期の普及強調月間ということで、新型コロナウイルス感染拡大による「まん延防止等重点措置」が適用されているなかで積極的な活動は難しいところですが、可能な範囲でご協力をお願いします。また、委員の改選を迎えている農業委員会においては、退任後も継続した購読をお願いしたいとのことです。そして、既にご覧になった方もいらっしゃる

	と思いますが、昨年秋、松野尾の圃場で松野尾保育園の子どもたちに紙芝居を披露し、大根を収穫した様子の記事が1月21日号北信越版に、掲載されておりますので、お知らせします。最後に、新潟県農業会議より「令和4年度 経営所得安定対策と米政策」についてのパンフレットが届いておりますので、皆さんに配付します。
事務局(農政振興係長)	令和3年新潟市西蒲区内実勢価格情報について簡単に説明します。本日配布しました資料3をご覧ください。 資料3-1と資料3-2については、先日の代表者会議で説明した資料と同じです。資料3-3については、今回、参考までに、JAさんの資料を付けさせていただきました。まだ決定ではありませんが、裏面の下の方に単価が載っていますけれども、昨年より下がる方向で検討されているようですので、情報提供します。
議長(会長)	事務局の説明が終わりました。何か質問等はありますか。
	(なし)
議長(会長)	特になければ、以上をもちまして1月定例総会を終了します。

閉会時間:午後2時50分

議事録に相違ないことを認める。

議 長 間宮 一

署名委員 増井 勝

署名委員 田邉重夫